

消費税 税率引上げと 軽減税率制度セミナー

美容室の
ための

～今から備える対策とポイント～

2019年10月1日から、消費税率10%への引上げが実施されます。それと同時に軽減税率制度も併せて導入されます。

それにより、8%と10%といった複数の税率が存在するため経理・事務処理などに新たな負担が増えることも予想されます。ギリギリになって慌てないために、事前準備と実務対策についてこの「美容室のための」新消費税制度セミナーをぜひご活用ください。

導入まで 1年



日時 平成30年 **12月17日**(月)
午前**10時30分**～**12時** (受付10時)

場所 下諏訪商工会議所会館
2階 会議室 (下諏訪町4611番地)

主催 下諏訪商工会議所 (☎27-8533)
担当; 中小企業相談所 (望月)

長野県美容業生活衛生同業組合
岡谷支部 (☎28-6047 小松)
岡谷・下諏訪
諏訪支部 (☎55-1210 矢島)
諏訪・茅野・富士見・原

- ◇消費税率軽減税率とは?
- ◇美容室にはどんな影響があるの?
- ◇どんな準備が必要なの?
- ◇仕入れ・値付け・販売、どう変わるの?
- ◇申告や経理はどう変わるの?
- ◇補助金や経過措置は?

講師

ほし ただし
星 叡 氏
税理士 行政書士
税理士法人トリプル・ウィン顧問



駒澤大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計事務所・税理士事務所勤務を経て、昭和56年 星晴喜税理士事務所開業。実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経営団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を積極的に行っている。

受講
無料

下記申込書に記入し**FAX**にてお申し込みください
0266-28-8811 (下諏訪会議所宛)

受講申込書 * FAXは切らずに送信してください

美容所名	
住所 〒	-----
Tel 0266 () / fax 0266 ()	
受講代表者名	ほか 名 当日ご芳名いただきます

* 記入いただいた情報は、長野県美容業生活衛生同業組合および商工会議所で管理し、各種連絡・情報提供・参加者名簿・調査分析に利用することがあります。